

○郡山市総合地方卸売市場条例施行規則

平成14年2月8日

郡山市規則第1号

改正 平成17年3月22日郡山市規則第7号  
平成17年9月28日郡山市規則第50号  
平成18年12月15日郡山市規則第69号  
平成21年3月12日郡山市規則第7号  
平成27年11月25日郡山市規則第94号  
平成28年3月29日郡山市規則第50号  
令和2年6月3日郡山市規則第49号  
令和3年12月27日郡山市規則第58号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条—第8条）

第2節 仲卸業者（第9条—第16条）

第3節 買受人（第17条—第21条）

第4節 関連事業者（第22条—第26条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第27条—第48条）

第4章 市場施設の使用（第49条—第55条）

第5章 管理（第56条）

第5章の2 卸売の業務に関する品質管理（第56条の2）

第6章 雑則（第57条—第59条）

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市総合地方卸売市場条例（平成13年郡山市条例第57号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(取扱品目)

第2条 条例第4条各号の規則で定める生鮮食料品等は、別表第1に掲げる物品とする。

(令2規則49・一部改正)

(販売開始時刻等)

第3条 条例第6条第2項に規定する規則で定める卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が市場業務の運営上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 青果部 販売開始時刻午前7時 販売終了時刻午後3時
- (2) 水産物部 販売開始時刻午前6時 販売終了時刻午後3時
- (3) 花き部 販売開始時刻午前9時 販売終了時刻午後3時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

(臨時休業の承認)

第4条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が開場日に休業しようとするときは、あらかじめ臨時休業承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により休業を許可したときは、臨時休業承認書（第1号様式の2）を申請人に交付する。

(令2規則49・一部改正)

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可申請)

第5条 条例第8条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 定款

- (2) 登記事項証明書
- (3) 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- (5) 入場後1年間の事業計画書
- (6) 水産物部においては、魚介類販売業についての許可証の写し
- (7) その他市長が必要と認めて指示する書類

(令2規則49・追加)

(卸売業務許可証の交付)

第5条の2 市長は、前条の規定により許可をしたときは、卸売業務許可証（第2号様式の2）を申請人に交付する。

(令2規則49・追加)

(保証金)

第5条の3 条例第9条第3項に規定する規則で定める保証金の額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第9条第5項第4号の規則で定める有価証券は、次に掲げる債券とする。

- (1) 割引農林債券
- (2) 割引商工債券
- (3) 割引興業債券

3 条例第9条第6項に規定する規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第9条第5項第1号から第3号までに掲げる証券 その額面に相当する額
- (2) 前項各号に掲げる有価証券 その額面の100分の80に相当する額

4 記名債券を保証金に代用する場合には、売却承認書、白紙委任状及び印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(令2規則49・旧第5条繰下)

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第6条 条例第12条の3第1項又は第2項の規定による認可を受けようとする者は、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは事業譲渡・譲受認可申請書（第2号様式の3）により、合併又は分割に係るものであるときは合併（分割）認可申請書（第2号様式の4）により申請しなけれ

ばならない。

- 2 前項に規定する事業譲渡・譲受認可申請書及び合併（分割）認可申請書の添付書類については、第5条の規定を準用する。
- 3 市長は、条例第12条の3第1項又は第2項の規定により事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可をしたときは、事業譲渡・譲受認可書（第2号様式の5）又は合併（分割）認可書（第2号様式の6）を当該申請者に交付するものとする。

（令2規則49・追加）

（卸売業者の名称変更等の届出）

第7条 条例第12条の4第1項第1号及び第2号の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書（第2号様式の7）によるものとする。

2 条例第12条の4第1項第3号の規定による届出は、卸売業者業務（休止・廃止・再開）届出書（第2号様式の8）によるものとする。

3 条例第12条の4第2項の規定による届出は、卸売業者解散届出書（第2号様式の9）によるものとする。

（令2規則49・追加）

（せり人）

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、せり人届出書（第2号様式の10）によるものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める記章は、せり人章（第3号様式）とする。

（令2規則49・一部改正）

## 第2節 仲卸業者

（仲卸業務の許可申請）

第9条 条例第15条第1項の規定により許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- (5) 入場後1年間の事業計画書
- (6) 水産物部においては、魚介類販売業についての許可証の写し

(7) その他市長が必要と認めて指示する書類

(平17規則7・平18規則69・令2規則49・一部改正)

(仲卸業務許可証の交付)

第10条 市長は、条例第15条第1項の規定により許可をしたときは、仲卸業務許可証（第5号様式）を申請人に交付する。

(保証金)

第11条 条例第16条第3項に規定する規則で定める保証金の額は、取扱品目の部類ごと、20万円とする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第12条 条例第18条第1項又は第2項に規定する認可を受けようとするものは、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、事業譲渡・譲受認可申請書（第6号様式）により、合併又は分割に係るものであるときは、合併（分割）認可申請書（第7号様式）により申請するものとする。

2 前項の規定による事業譲渡・譲受認可申請書及び合併（分割）認可申請書の添付書類については、第9条の規定を準用する。

3 市長は、条例第18条第1項又は第2項の規定により事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可をしたときは、事業譲渡・譲受認可書（第8号様式）又は合併（分割）認可書（第9号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(平18規則69・一部改正)

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第13条 条例第19条第1項第1号及び第2号の規定による届出は、仲卸業者名称変更等届出書（第10号様式）によるものとする。

2 条例第19条第1項第3号の規定による届出は、仲卸業者業務（休止・廃止・再開）届出書（第10号様式の2）によるものとする。

3 条例第19条第2項の規定による届出は、仲卸業者解散届出書（第11号様式）によるものとする。

(令2規則49・一部改正)

(事業報告書の提出)

第14条 条例第20条の事業報告書は、仲卸業者事業報告書（第12号様式）とする。

(平18規則69・一部改正)

(仲卸業者章)

第15条 条例第21条第1項の規則で定める記章は、仲卸業者章（第13号様式）とする。

(準用規定)

第16条 第5条の3第2項から第4項までの規定は、仲卸業者の保証金について準用する。

(令2規則49・一部改正)

### 第3節 買受人

(買受人の承認申請)

第17条 条例第22条第1項の規定により承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(第14号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 履歴書及び写真(正面向、上半身、無帽)
- イ 市町村長の発行する身分証明書
- ウ 資産調書
- エ 申請者が条例第22条第2項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- オ 水産物部においては、魚介類販売業についての許可証の写し
- カ その他市長が必要と認めて指示する書類

(2) 申請者が法人である場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 最近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- エ 業務を執行する役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- オ 業務を執行する役員が条例第22条第2項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- カ 水産物部においては、魚介類販売業についての許可証の写し
- キ その他市長が必要と認めて指示する書類

(平17規則7・平18規則69・一部改正)

(買受人の承認)

第18条 市長は、条例第22条第1項の規定により承認をしたときは、買受人承認書(第15号様式)を申請人に交付するものとする。

(買受人の承認の更新)

第19条 条例第23条第1項の規定によりその承認を受けようとする者は、買受人承認更新申請書(第16号様式)に、市長が必要と認めて指示する書類を添付して、当該有効期間満了の日の30日前までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による承認の更新に当たっては、前条の規定を準用する。

(令3規則58・一部改正)

(名称変更等の届出)

第20条 条例第25条第1項の規定による届出は、買受人名称変更(業務廃止)等届出書(第17号様式)によるものとする。

2 条例第25条第2項の規定による届出は、買受人死亡(解散)届出書(第18号様式)によるものとする。

(買受人章)

第21条 条例第26条第1項の規則で定める記章は、買受人章(第19号様式)とする。

第4節 関連事業者

(関連事業の種類)

第22条 条例第27条第1項に規定する業務は、次のとおりとする。

(1) 条例第27条第1項第1号の市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務

ア 食料品販売業

イ 冷蔵庫業

ウ 運送業

エ 代金精算業務

オ その他市長が市場機能の充実に資するものとして必要と認める業務

(2) 条例第27条第1項第2号の市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務

ア 飲食店営業

イ 金融業務

ウ その他市長が市場の利用者に便益を提供するものとして必要と認める業務

(平18規則69・一部改正)

(関連事業者の許可申請)

第23条 条例第27条第1項の規定により関連事業の許可を受けようとする者は、関連事業許可申請書(第20号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 履歴書及び写真(正面向、上半身、無帽)
- イ 市町村長の発行する身分証明書
- ウ 資産調書
- エ 申請者が条例第28条第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- オ その他市長が必要と認めて指示する書類

(2) 申請者が法人である場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- エ 業務を執行する役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- オ 業務を執行する役員が条例第28条第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- カ その他市長が必要と認めて指示する書類

(平17規則7・平18規則69・平27規則94・令2規則49・一部改正)

(関連事業者許可証)

第24条 市長は、条例第27条第1項の規定により関連事業者の許可をしたときは、申請者に関連事業者許可証(第21号様式)を交付するものとする。

(平18規則69・一部改正)

(保証金)

第25条 条例第29条第3項で規定する保証金の額は、別表第3のとおりとする。

(準用規定)

第26条 第5条の3第2項から第4項まで、第13条第1項、第14条及び第20条第2項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第13条



第1項中「仲卸業者名称変更等届出書」とあるのは「関連事業者名称変更等届出書」と、第14条中「仲卸業者事業報告書」とあるのは「関連事業者事業報告書」と、第20条第2項中「買受人死亡（解散）届出書」とあるのは「関連事業者死亡（解散）届出書」と読み替えるものとする。

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

### 第3章 売買取引及び決済の方法

#### 第27条 削除

（令2規則49）

（受託物品の即日販売）

第28条 卸売業者は、販売開始時刻までに受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（物品の上場順位）

第29条 受託物品の上場順位は、市場到着の順序とする。ただし、受託契約約款に特別の規定がある場合は、この限りでない。

- 2 卸売業者は、同一品目に属する物品については、受託物品を自己の計算による卸売物品に優先して上場しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が相当の理由があると認めたときは、上場の順位を変更することができる。

（物品取引の下見）

第30条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その販売開始時刻前に卸売に参加する者が当該商品（電子商取引に係る取引物品で一定の規格を有し、品質が安定したものを除く。）の下見ができるよう卸売場に配列しなければならない。

- 2 卸売に参加する者は、現品又は見本の下見を行い取引の円滑化に努めなければならない。
- 3 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

（平17規則50・一部改正）

（仲卸業者及び買受人以外の者に卸売ができる場合）

第30条の2 条例第43条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入荷量が著しく多く、残品を生じるおそれがある場合
- (2) 出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合
- (3) 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

- (4) その他市長が特にやむを得ないものと認めた場合  
(平17規則50・追加、令2規則49・一部改正)

### 第31条 削除

(令2規則49)

(仲卸業者及び買受人以外の者への卸売報告)

第31条の2 条例第43条第2項の規則で定める報告書は、仲卸業者及び買受人以外の者への卸売報告書（第22号様式）とする。

(平17規則50・追加、令2規則49・一部改正)

(販売開始時刻前の卸売)

第32条 条例第44条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入荷量が著しく多く、残品を生じるおそれがある場合
- (2) 出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合
- (3) その他市長が特にやむを得ないものと認める場合

2 卸売業者は、条例第44条ただし書の規定により販売開始時刻前の卸売をしたときは、販売開始時刻前の卸売報告書（第23号様式）により市長に報告しなければならない。

(平18規則69・令2規則49・一部改正)

(受託物品の受領の通知)

第33条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対し直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

### 第34条 削除

(令2規則49)

(委託者不明物品の処置)

第35条 卸売業者は、委託者の判明しない受託物品があるときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の確認を受けた後、市長の承認を得てその物品を販売することができる。
- 3 市長は、第1項の確認又は前項の承認をしたときは、利害関係者の請求により、これに関する証明書を交付するものとする。

(販売原票等の作成)

第36条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに販売年月日、出荷者名、品名、等級、単価、買受人名、買受数量等を記載した原始記録（以下「販売原票」という。）を作成しなければならない。

2 卸売業者は、売買契約が成立したときは、仲卸業者又は買受人（以下「買受人等」という。）に対して、販売原票に基づきその内容を記載した書類（以下「売渡票」という。）を交付しなければならない。

(卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第37条 条例第49条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、通常の取引において卸売をしていないものがある場合

(2) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、通常の取引において卸売のみによっては、当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(3) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、市場外におけるその取引の状況からみて、卸売業者が卸売をすることが価格の面で当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(4) その他市長が特にやむを得ないものと認める場合

(平17規則50・令2規則49・一部改正)

(卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告)

第38条 条例第49条第2項の規則で定める報告書は、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（第24号様式）とする。

(平17規則50・追加、令2規則49・旧第38条の2繰上・一部改正)

(市場外にある物品の卸売報告)

第38条の2 条例第50条の規則で定める報告書は、市場外における卸売報告書（第24号様式の2）とする。

(令2規則49・追加)

(買受物品の引取りを怠った場合)

第39条 条例第51条第2項に規定する買受人等が買受物品の引取りを怠ったと認められるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 卸売業者が、引渡し準備を完了し、買受人等に引取りを請求したにもかかわらず、買受人等が正当な理由がないのにこれを引き取らないとき。

(2) 買受人等の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号に掲げるほか、買受人等が不当に引取りを怠ったと市長が認めたとき。

(平18規則69・一部改正)

(保管費用及び差損金の支払)

第40条 条例第51条第2項に規定する保管の費用は、買受人等がその物品を引き取ったときに、同条第3項に規定する差額は、卸売業者が他の者に卸売をした当日にこれを支払わなければならない。

(平18規則69・一部改正)

(卸売業者の届出事項)

第41条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 買受人等が、買受代金の支払いを怠ったとき。

(2) 卸売業者が、条例第51条第2項の規定により買受人等の費用で卸売物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき。

(3) 買受人等が、前条の保管費用又は差額の支払いを怠ったとき。

(卸売予定数量の公表)

第42条 条例第54条第1項の規則で定める報告書は、卸売予定数量等報告書(第25号様式)とする。

2 条例第54条第2項の規則で定める報告書は、当日売上高報告書(第26号様式)とする。

3 条例第54条第8項の規則で定める報告書は、月間売上高報告書(第27号様式)とする。

(令2規則49・一部改正)

(売買仕切金の前渡し等の承認申請)

第43条 卸売業者は、条例第57条第1項の規定により売買仕切金の前渡し等の承認を受けようとするときは、前渡金等支出承認申請書(第28号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 卸売業者は、前項の承認を受けた事項についてその内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の5日前までに市長に申請しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第44条 条例第59条の規定による届出は、出荷奨励金交付届出書(第29号様式)によるものとする。

2 前項の出荷奨励金交付届出書は、毎年3月15日までに、その年の4月1日から翌年3月31日までの分について提出しなければならない。ただし、年度

の中途において実施内容の変更等により届出の必要が生じたものについては、変更等をしようとする日の5日前までに届け出なければならない。

(平21規則7・平27規則94・一部改正)

(委託手数料の額)

第45条 条例第60条第1項の規定による届出は、委託手数料額届出書(第30号様式)によるものとする。

(平21規則7・追加)

(支払猶予の特約の承認申請)

第46条 卸売業者は、条例第61条第1項の規定により、支払猶予の特約の承認を受けようとするときは、支払猶予特約承認申請書(第31号様式)により、市長に申請しなければならない。

(平21規則7・旧第45条繰下)

(卸売代金の変更)

第47条 条例第62条の正当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当したときとする。

- (1) 市場取引の経験から予見できないきず等があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
- (3) 表示されてた量目と内容が著しく相違しているとき。
- (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(平21規則7・旧第46条繰下)

(卸売業務の代行による報告等)

第48条 卸売業者は、条例第63条第1項の規定により卸売業務を行うことができなくなった場合には、未販売の受託物品について遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、条例第63条第2項の規定により自ら委託物品の販売をするときは、遅滞なくその旨を販売委託者に通知するものとする。

(平21規則7・旧第47条繰下)

#### 第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定の申請)

第49条 条例第66条の規定により市場施設の使用の指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用指定(許可)申請書(第32号様式)を、市長に提出

しなければならない。

2 市長は、条例第66条の規定により指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書（第33号様式）を交付するものとする。

3 市長は、前項の使用の指定又は許可をした後であっても、市場の管理運営上特に必要があると認めるときは、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

（建物等を建築する場合の保証金）

第49条の2 条例第66条の3第3項に規定する規則で定める保証金の額は、条例第72条第2項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する額とする。

（平28規則50・追加）

（用途変更、転貸等の承認申請）

第50条 条例第68条ただし書の規定により市場施設の用途の変更又は転貸等の承認を受けようとする者は、市場施設用途変更等承認申請書（第34号様式）により、市長に申請しなければならない。

（平18規則69・一部改正）

（原状変更の許可申請等）

第51条 条例第68条の2第1項ただし書の規定により市場施設の原状変更の許可を受けようとする使用者は、市場施設現状変更許可申請書（第35号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 変更しようとする設計図面

(2) 工事見積書

(3) 工事行程表

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 使用者が市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、市場施設の原状変更を許可し、市場施設原状変更許可書（第35号様式の2）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、必要と認めるときは、第1項の許可をした後であっても、当該申請者に対して指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。

5 市場施設の原状変更の許可を受けた使用者は、工事等の完成後、遅延なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

(平18規則69・平28規則50・一部改正)

(施設の返還)

第52条 条例第71条の規定により市場施設を返還する場合は、速やかに市長に市場施設返還届出書(第36号様式)を提出し、10日以内に市長の検査を受けて返還しなければならない。

(使用者負担の費用)

第53条 条例第72条第3項に規定する規則で定める費用は、電気、ガス及び水道の費用で次に掲げるもの(使用者が個別に契約しているものを除く。)とする。

- (1) 使用者が指定又は許可を受けて使用する施設において使用するもの
- (2) 使用者が市場施設内で共同使用するもの
- (3) 使用者が市場内の施設で臨時に使用するもの

2 前項の費用の算定は、計器によるものとする。ただし、計器により難しいときは、市長の定める算定方法によるものとする。

(平28規則50・一部改正)

(使用料等の納付期限)

第54条 使用料等の納付期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設使用料は、その月分を当月の末日
- (2) 条例第72条第3項の規定により使用者が負担すべき費用は、当該費用に係る調定を行った月の末日

2 市長は、特別の理由がある場合においては、前項の納付期限を変更することができる。

(平18規則69・平28規則50・令2規則49・令3規則58・一部改正)

(使用料の減免)

第55条 条例第73条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、市場使用料減免申請書(第37号様式)により、市長に申請しなければならない。

## 第5章 管理

(身分を示す証明書)

第56条 条例第77条第2項に規定する証明書は、郡山市総合地方卸売市場立入検査員証(第38号様式)とする。

### 第5章の2 卸売の業務に関する品質管理

(平17規則50・追加)

(物品の品質管理の方法)

第56条の2 条例第81条の2の規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者は、取扱品目、施設の温度管理（温度管理機能を有する施設に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。
- (2) 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項について定めなければならない。
  - ア 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する施設に限る。）。
  - イ 高温下での品質管理に関すること。
  - ウ 市場施設等の衛生の保持に関すること。
  - エ その他品質管理の徹底に関すること。
- (3) 仲卸業者及び関連事業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理に努めなければならない。
  - ア 品質管理の責任者を定め、市長に届け出ること。届出の内容を変更するときも同様とする。
  - イ 物品の適正な温度管理を行うこと。
  - ウ 高温下に物品を長時間放置しないこと。
  - エ 店舗等使用施設の衛生の保持を図ること。
  - オ その他品質管理の徹底を図ること。

2 前項の規定による届出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号の規定による届出は、品質管理に関する届出書（第39号様式）によるものとする。
- (2) 前項第3号の規定による届出は、品質管理責任者届出書（第40号様式）によるものとする。

(平17規則50・追加)

第6章 雑則

(許可証等の返還)

第57条 買受人等又は関連事業者がその資格を失ったときは、許可証、承認書及び記章を直ちに市長に返還しなければならない。

(掲示)



第58条 市長は、次に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。

- (1) 条例第5条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことを定めたとき。
- (2) 条例第6条第1項ただし書の規定により開場の時刻を変更したとき。
- (3) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が業務を休業し、若しくは廃止し、又は現に休止している業務を再開したとき。
- (4) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務を許可したとき、又はその業務の許可を取り消したとき。
- (5) 買受人の承認をしたとき、又はその承認を取り消したとき。
- (6) 条例第12条の3第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者たる法人の合併及び分割を認可したとき。
- (7) 条例第18条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は同条第2項の規定により仲卸業者たる法人の合併及び分割を認可したとき。
- (8) 条例第53条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (9) 条例第80条の規定による処分をしたとき。
- (10) 市場に関する法令又は条例若しくは規則の改廃があったとき。
- (11) 前各号のほか市長が掲示する必要があると認めたとき。

(平18規則69・平27規則94・令2規則49・一部改正)

(委任)

第59条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(郡山市地方卸売市場条例施行規則の廃止)

- 2 郡山市地方卸売市場条例施行規則（昭和47年郡山市規則第39号）は、廃止する。

附 則（平成17年郡山市規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新法」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第119条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年郡山市規則第50号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年郡山市規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年郡山市規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市総合地方卸売市場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第44条第1項の規定による出荷奨励金の届出及び改正後の規則第45条の規定による委託手数料の届出は、この規則の施行の日前においても改正後の規則第44条及び第45条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該届出は、平成21年3月31日まで行うことができるものとする。

附 則（平成27年郡山市規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年郡山市規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年郡山市規則第49号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年郡山市規則第58号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正規定、第1号様式の2及び第15号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(令2規則49・一部改正)

部類	品目
青果部	農林産加工品類、調理冷凍加工品その他生鮮食料品等
水産物部	水産加工品類、調理冷凍加工品その他生鮮食料品等
花き部	花きの種子、その他生鮮食料品等

別表第2 (第5条の3関係)

(令2規則49・一部改正)

部類	年間卸売金額 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	保証金の額
青果部	50億円未満	200万円
水産物部	50億円以上75億円未満	300万円
	75億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上150億円未満	600万円
	150億円以上200億円未満	800万円
	200億円以上	1,000万円
花き部	10億円未満	120万円

	10億円以上50億円未満	200万円
	50億円以上	400万円

備考 年間卸売金額は、市場において卸売業を開始しようとする年度の前事業年度の卸売金額とする。ただし、前事業年度の卸売金額の算定が困難な場合は、確定した直近の事業年度の卸売金額とする。

別表第3（第25条関係）

種類	使用面積（共有部分を除く。）	保証金の額
関連事業者	50平方メートル以下	20万円
	50平方メートルを越え100平方メートル以下	25万円
	100平方メートルを越えるもの	30万円

第1号様式（第4条関係）

臨時休業承認申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第4条第1項の規定により、臨時休業の承認を受けたいので申請します。

記

期日又は期間	
理由	

第1号様式の2（第4条関係）

臨時休業承認書

年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市長



郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第4条第2項の規定により、臨時休業を承認します。

記

期日又は期間	
--------	--

第2号様式（第5条関係）

卸売業務許可申請書


年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第8条の2第1項の規定により、 部の  
卸売業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第2号様式の2（第5条の2関係）

地方卸売市場卸売業務許可証	
許 可 番 号	卸売業務許可 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
所属する地方卸売市場の 名 称 及 び 位 置	
取 扱 品 目 の 部 類 名	
許可を受けた者の住所及び 氏 名 又 は 名 称	
資本金額又は出資総額	
業務を執行する役員の氏名	
郡山市総合地方卸売市場開設者 郡山市長 	



第2号様式の3（第6条関係）

事業譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

郡山市長

譲渡人 住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

譲受人 住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第12条の3第3項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

譲渡し及び譲受けの事業に係る取扱品目の部類	
譲渡し及び譲受け予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

第2号様式の4（第6条関係）

合併(分割)認可申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例12条の3第3項の規定により、卸売業者の事業の合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併(分割)後存続する法人又は合併(分割)により設立される法人の名称及び代表者
- 2 合併(分割)の方法及び条件
- 3 合併(分割)の予定年月日
- 4 合併(分割)を必要とする理由

第2号様式の5（第6条関係）

郡山市指令 第 号

事業譲渡・譲受認可書

譲渡人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

譲受人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例 12 条の3 第1項の規定により、郡山市総合地方卸売市場卸売業者の事業の譲渡を認可します。

年 月 日

郡山市長



記

- 1 譲渡後存続する法人又は譲渡により設立される法人の名称及び代表者氏名
- 2 譲渡の方法及び条件
- 3 譲渡の予定年月日

第2号様式の6（第6条関係）

郡山市指令 第 号

合併(分割)認可書

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第12条の3第2項の規定により、郡山市総合地方卸売市場卸売業者の事業の合併(分割)を認可します。

年 月 日

郡山市長



記

- 1 合併(分割)後存続する法人又は合併(分割)により設立される法人の名称及び代表者
- 2 合併(分割)の方法及び条件
- 3 合併(分割)の予定年月日

第2号様式の7（第7条関係）

卸売業者名称変更等届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

下記のとおり を変更したので、郡山市総合地方卸売市場条例第12条の4第1項の規定により、届け出ます。

記

		変更前	変更後
変更事項	住 所		
	商 号		
	氏名又は名称		
	定款・資本金・ 役員氏名等		
変更の理由			
変更年月日		年 月 日	

第2号様式の8（第7条関係）

卸売業者業務（休止・廃止・再開）届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

下記のとおり業務を（休止・廃止・再開）したので、郡山市総合地方卸売市場条例第12条の4第1項の規定により、届け出ます。

記

卸売業者名	
代表者氏名	
業 務 （休止・廃止・再開） 理 由	
業 務 （休止・廃止・再開） 年 月 日	年 月 日

第2号様式の9（第7条関係）

卸売業者解散届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
清 算 人 氏 名

下記のとおり解散したので、郡山市総合地方卸売市場条例第12条の4第2項の規定により、届け出ます。

記

卸売業者名	
代表者氏名	
解散年月日	年 月 日
解散理由	





第3号様式(第8条関係)



- 規 格 直径7cm
- 材 質 プラスチック
- 地 色 青果部 緑  
水産物部 青  
花き部 赤
- 文 字 黒

第4号様式(第9条関係)

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第15条第1項の規定により、  
部仲卸業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

部仲卸業務の許

第5号様式(第10条関係)

郡山市指令 第 号

仲 卸 業 務 許 可 証

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第15条第1項の規定により、 部の仲卸の業務  
を行うことを許可します。

年 月 日

郡山市長 印

記

1 許 可 番 号 第 号

2 制限又は条件

第6号様式(第12条関係)

事業譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

郡山市長

譲渡人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

譲受人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第18条第1項の規定により、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

譲渡し及び譲受けの事業に係る取扱品目の部類	
譲渡し及び譲受け予定年月日	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

第7号様式(第12条関係)

合併(分割)認可申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第18条第2項の規定により、仲卸業者の事業の合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併(分割)後存続する法人又は合併(分割)により設立される法人の名称及び代表者
- 2 合併(分割)の方法及び条件
- 3 合併(分割)の予定年月日
- 4 合併(分割)を必要とする理由

第8号様式(第12条関係)

郡山市指令 第 号

事業譲渡・譲受認可書

譲渡人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

譲受人 住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第18条第1項の規定により、郡山市総合地方卸売市場  
仲卸業者の事業の譲渡を認可します。

年 月 日

郡山市長



記

- 1 譲渡後存続する法人又は譲渡により設立される法人の名称及び代表者氏名
- 2 譲渡の方法及び条件
- 3 譲渡の予定年月日

第9号様式(第12条関係)

郡山市指令 第 号

合併(分割)認可書

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第18条第2項の規定により、郡山市総合地方卸売市場  
仲卸業者の事業の合併(分割)を認可します。

年 月 日

郡山市長



記

- 1 合併(分割)後存続する法人又は合併(分割)により設立される法人の名称及び代表者
- 2 合併(分割)の方法及び条件
- 3 合併(分割)の予定年月日

第 10 号様式 (第 13 条、第 26 条関係)

仲卸業者 (関連事業者) 名称変更等届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

下記のとおり を変更したので、郡山市総合地方卸売市場条例第 19 条第 1 項 (第 31 条第 1 項) の規定により、届け出ます。

記

	変更前	変更後
変更事項	住 所	
	商 号	
	氏名又は名称	
	定款・資本金・ 役員氏名等	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	



第 10 号様式の 2 (第 13 条関係)

仲卸業者業務 (休止・廃止・再開) 届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

下記のとおり業務を (休止・廃止・再開) したので、郡山市総合地方卸売市場条例第 19 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

仲卸業者	
代表者氏名	
業 務 (休止・廃止・再開) 理 由	
業 務 (休止・廃止・再開) 年 月 日	年 月 日

第11号様式(第13条関係)

仲卸業者解散届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
清 算 人 氏 名

仲卸業者が解散したので、郡山市総合地方卸売市場条例第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

仲卸業者名	
代表者氏名	
解散年月日	年 月 日
解散理由	

第12号様式(第14条、第26条関係)

仲卸業者(関連事業者)事業報告書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第20条(第32条)の規定により、年 月 日から年 月 日までの事業報告書を提出します。

記

1 事業の概要(売上高及び経営収支の概要)

2 総会及び取締役会等の決議事項

第13号様式(第15条関係)



- 規 格      7cm×12cm
- 材 質      プラスチック
- 地 色      青 果 部   緑  
                 水 産 物 部   青  
                 花 き 部   赤
- 文 字      黒

第14号様式(第17条関係)

買受人承認申請書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第22条第1項の規定により、買受人の承認を受けたい  
ので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

卸売を受けようと する取扱品目の部類		部
買受見込額 (消費税額及び地方 消費税額を除く。)	年間	円
買受見込日数	年間	日
備考		

第15号様式(第18条、第19条関係)

郡山市指令 第 号

買 受 人 承 認 書

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第22条第1項(第23条第1項)の規定により、  
部の買受人として承認します。

年 月 日

郡山市長



記

1 承認番号 第 号

2 承認期間 年 月 日から  
年 月 日まで

3 制限又は条件

第16号様式(第19条関係)

買受人承認更新申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第23条第1項の規定により、買受人の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

取扱品目の部類	
前1年間の市場 よりの買受額	
前1年間の 市場利用日数	
備 考	

第17号様式(第20条関係)

買受人名称変更(業務廃止)等届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

買受人の名称、住所等を変更(業務廃止)したので、郡山市総合地方卸売市場条例第25条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

		変 更 前	変 更 後
名 称 ・ 住 所 変 更	変 更 事 項	住 所	
		商 号	
		氏名又は名称	
		定款・資本金・ 役員氏名等	
	変 更 の 理 由		
	変 更 年 月 日	年 月 日	
業 務 廃 止	業務廃止年月日	年 月 日	
	業務廃止の理由		



第18号様式(第20条、第26条関係)

買受人(関連事業者)死亡(解散)届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
相続人又は  
清算人氏名

買受人(関連事業者)が死亡(解散)したので、郡山市総合地方卸売市場条例第25条第2項(第31条第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

死 亡	買受人氏名 (関連事業者氏名)	
	買受人死亡年月日 (関連事業者死亡年月日)	年 月 日
	相続人の氏名	
解 散	買受人名称 (関連事業者名称)	
	解散年月日	年 月 日
	清算人の氏名	
摘 要		

第19号様式(第21条関係)



- 規 格      7cm×12cm
- 材 質      プラスチック
- 地 色      青 果 部                      緑  
                 水産物部                      青  
                 花 き 部                        赤  
                 青果部・水産物部              黄
- 文 字      黒

第20号様式(第23条関係)

関連事業許可申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏 名 又 は  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第27条第1項の規定により、関連事業の許可を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

2 事業の内容

第21号様式(第24条関係)

郡山市指令 第 号

関連事業者許可証

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第27条第1項の規定により、下記事項を指定し、関連事業を許可する。

年 月 日

郡山市長



記

1 事業の種類

2 許可番号 第 号

3 事業の内容

4 制限又は条件

第 22 号様式 (第 31 条の 2 関係)

仲卸業者及び買受人以外の者への卸売報告書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第 43 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

年 月分					
卸売日	品目	産地	卸売の相手方	数量	金額(円)
合 計					

※金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。

第 23 号様式 (第 32 条関係)

販売開始時刻前の卸売報告書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第 32 条第 2 項の規定により、販売開始時刻前に卸売をした物品について、下記のとおり報告します。

記

年 月分					
卸売日	品目	出荷者	卸売の相手方	数量	金額(円)
合 計					

※ 金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。

第 24 号様式 (第 38 条の 2 関係)

卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第 49 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

年 月分				
品目	産地	買入れの相手方	数量	金額(円)
合 計				

※ 金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。

第 24 号様式の 2 (第 38 条の 2 関係)

市場外における卸売報告書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

郡山市総合地方卸売市場条例第 50 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

			年 月分
品目	取引場所	数量	金額(円)
合 計			

※ 金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。





第26号様式(第42条関係)

当 日 売 上 高 報 告 書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第54条第2項の規定により、本日卸売をした物品について、下記のとおり報告します。

記

年 月 日分								
品 目	産 地	取引の 方 法	単 位	数 量	金 額(円)	卸 売 価 格		
						高 値	中 値	安 値
合 計								

※ 金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。

第 27 号様式（第 42 条関係）

月間売上高報告書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第 54 条第 8 項の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

					年 月分
品 目	産 地	取引の方法	単 位	数 量	金額(円)
合 計					

※ 金額については、消費税額及び地方消費税額を含む。

第28号様式(第43条関係)

前渡金等支出承認申請書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第57条第1項の規定により、売買仕切金の前渡し等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 売買仕切金を前渡しするため
- 2 売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れるため
- 3 出荷を誘引するための資金を貸し付けるため

出荷者	住 所		
	氏名又は名称		
支 出 理 由			
支 出 金 額			
支 出 率		支出限度	
期日又は期間		利 息	
決 済 方 法		条 件	
決 済 期 日			
備 考			

第29号様式(第44条関係)

出荷奨励金交付届出書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第59条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

出荷者	住 所	
	氏名又は名称	
交 付 理 由		
対 象 品 目		
交 付 基 準 率		
交 付 金 額		
期 間 又 は 期 日		
交 付 方 法		
備 考		

第30号様式(第45条関係)

委託手数料額届出書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第60条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取扱品目	委託手数料の額	備考

第31号様式(第46条関係)

支払猶予特約承認申請書

年 月 日

郡山市長

卸売業者名

郡山市総合地方卸売市場条例第61条第1項の規定により、支払猶予の特約の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

相手方	住 所	
	氏名又は名称	
特約の内容	特約の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支払場所	
	支払期日	
	支払方法	
	保証方法	

第32号様式(第49条関係)

市場施設使用指定(許可)申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第66条の規定により、市場施設の使用指定(許可)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用の目的	
施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	



第33号様式(第49条関係)

郡山市指令第 号

市場施設使用指定(許可)書

様

郡山市総合地方卸売市場条例第66条の規定により、市場施設の使用について、下記のとおり指定(許可)します。

年 月 日

郡山市長



記

施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円
備 考	

第34号様式(第50条関係)

市場施設用途変更等承認申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第68条ただし書の規定により、市場施設の用途の変更等について、下記のとおり申請します。

記

施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
使用期間	
用途変更等の理由	

第 35 号様式（第 51 条関係）

市場施設原状変更許可申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第68条の2第1項ただし書の規定により、市場施設の原状を変更したいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
変更の理由	
変更の内容	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始日	年 月 日
備 考	

第 35 号様式の 2 (第 51 条関係)

郡山市指令第 号

市場施設原状変更許可書

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第68条の2第1項ただし書の規定により、市場施設の原状変更について、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長



記

施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
変更の理由	
変更の内容	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始日	年 月 日
許可条件	
備 考	

第36号様式(第52条関係)

市場施設返還届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第71条の規定により、下記のとおり市場施設を返還します。

記

返還する施設	
返還する面積	平方メートル
返 還 日	年 月 日
返 還 理 由	

第37号様式(第55条関係)

市場使用料減免申請書

年 月 日

郡山市長

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例第73条の規定により、使用料の減免を受けたいので、  
下記のとおり申請します。

記

使用料の種類	
納付すべき使用料	
減免申請期間	
減免申請金額	
減免申請理由	

第38号様式(第56条関係)

(表)

第 号	
郡山市総合地方卸売市場立入検査員証	
写真	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、郡山市総合地方卸売市場条例第77条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 <span style="float: right;">印</span></p>	

(裏)

郡山市総合地方卸売市場条例(抜粋)
<p>(報告及び検査)</p> <p>第77条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

第39号様式(第56条の2関係)

品質管理に関する届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第56条の2第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 名 称	
取 扱 品 目	
施設の設定温度	
品質管理の責任者	
備考	



第40号様式(第56条の2関係)

品質管理責任者届出書

年 月 日

郡山市長

住 所  
名 称 及 び  
代表者氏名

郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第56条の2第1項第3号アの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 名 称	
品質管理の責任者	
備考	

第1号様式（第4条関係）

（令2規則49・全改）

第1号様式の2（第4条関係）

（令2規則49・追加、令3規則58・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（令2規則49・全改）

第2号様式の2（第5条の2関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の3（第6条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の4（第6条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の5（第6条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の6（第6条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の7（第7条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の8（第7条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の9（第7条関係）

（令2規則49・追加）

第2号様式の10（第8条関係）

（令2規則49・追加）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第9条関係）

（令2規則49・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第12条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第7号様式（第12条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第8号様式（第12条関係）

（平18規則69・一部改正）

第9号様式（第12条関係）

（平18規則69・一部改正）

第10号様式（第13条、第26条関係）

（令2規則49・全改）

第10号様式の2（第13条関係）

（令2規則49・追加）

第11号様式（第13条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第12号様式（第14条、第26条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

第14号様式（第17条関係）

（令2規則49・一部改正）

第15号様式（第18条、第19条関係）

(令3規則58・一部改正)

第16号様式 (第19条関係)

(令2規則49・一部改正)

第17号様式 (第20条関係)

(平18規則69・令2規則49・一部改正)

第18号様式 (第20条、第26条関係)

(平18規則69・全改、令2規則49・一部改正)

第19号様式 (第21条関係)

第20号様式 (第23条関係)

(平18規則69・令2規則49・一部改正)

第21号様式 (第24条関係)

(平18規則69・一部改正)

第22号様式 (第31条の2関係)

(令2規則49・全改)

第23号様式 (第32条関係)

(令2規則49・全改)

第24号様式 (第38条の2関係)

(令2規則49・全改)

第24号様式の2 (第38条の2関係)

(令2規則49・全改)

第25号様式 (第42条関係)

第26号様式 (第42条関係)

第27号様式 (第42条関係)

(令2規則49・全改)

第28号様式（第43条関係）

（令2規則49・一部改正）

第29号様式（第44条関係）

（平21規則7・令2規則49・一部改正）

第30号様式（第45条関係）

（平21規則7・追加、令2規則49・一部改正）

第31号様式（第46条関係）

（平21規則7・旧第30号様式繰下・一部改正、令2規則49・一部改正）

第32号様式（第49条関係）

（令2規則49・一部改正）

第33号様式（第49条関係）

第34号様式（第50条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第35号様式（第51条関係）

（平28規則50・全改、令2規則49・一部改正）

第35号様式の2（第51条関係）

（平28規則50・追加）

第36号様式（第52条関係）

（令2規則49・一部改正）

第37号様式（第55条関係）

（平18規則69・令2規則49・一部改正）

第38号様式（第56条関係）

第39号様式（第56条の2関係）

（平17規則50・追加、令2規則49・一部改正）

第40号様式（第56条の2関係）

（平17規則50・追加、令2規則49・一部改正）